

地区計画の届出について

1. 地区計画について

地区計画とは、都市計画法第12条の5第1項に基づいて定める計画で、建築物の建築形態、公共施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、開発し、保全するためのものです。

日向市では、良好な街並み景観の形成及び市街地環境の向上を目的に、「日向市駅周辺地区」、「財光寺南地区」、「財光寺池地区」及び「中町地区」の4地区において地区計画制度を導入しています。

また地区計画制度による規制等の平等性及び実効性を確保する目的として、「日向市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」を制定し、良好な景観形成に取り組んでいます。

2. 届出について

地区計画の区域内において土地の区画形質の変更、建築物の建築等を行おうとする場合は、都市計画法第58条の2第1項の規定により当該行為に着手する日の30日前までに日向市へ届出をして頂く必要があります。（届出部数：2部）

届出対象行為及び添付書類

届出行為	内容	添付書類	縮尺	備考
土地の区画形質の変更	切土・盛土、道路・宅地の造成などをされる場合は、面積に関係なく届出が必要です。ただし1,000㎡以上で開発許可が必要な行為は、地区計画の届出は不要です。	案内図	1/10,000以上	当該敷地の周辺状況を表示する図面
		区域図	1/1,000以上	
		設計図	1/100以上	造成計画平面図等
建築物の建築 又は 工作物の建設	建築確認申請の不要な建築行為や工作物の建設も届出が必要です。例えば、10㎡以内の増改築や車庫、物置等も大きさに関係なく届出が必要。	案内図	1/10,000以上	当該敷地の周辺状況を表示する図面
		配置図	1/100以上	敷地境界及び建築物の位置が分かるもの
		平面図	1/50以上	
		立面図	1/50以上	着色し、マンセル値を記載すること
建築物の用途の変更	用途の制限が定められている区域内で、建築物等の用途を変更する場合に届出が必要です。	配置図	1/100以上	敷地境界及び建築物の位置が分かるもの
		立面図	1/50以上	着色し、マンセル値を記載すること
建築物の形態 又は 色彩その他の意匠の変更	樹林地等の保全について制限が定められている区域内で、木竹の伐採を行う場合に届出が必要です。	案内図	1/10,000以上	当該敷地の周辺状況を表示する図面
		区域図	1/1,000以上	
		施工図	1/100以上	施工方法を記載

※必要に応じ上記以外の書類（鳥瞰図、製品カタログ等）を提出していただくことがあります。

3. その他

日向市ホームページから地区計画に係る資料をダウンロード出来ますので、ご利用ください。

日向市ホームページ > 産業・経済・ビジネス > 都市建設・景観 >
> 景観まちづくりに関する各種の届出・支援制度

『地区計画の区域内における行為の届出書』

4. 問合せ先

日向市 建設部 都市政策課 技術調整係
TEL：0982-52-2111（内線2305）
FAX：0982-54-2639